

市民評価委員の概要及び委員の選任について

1. 概要

- 日野市男女平等行動計画市民評価委員会は、「日野市男女平等行動計画市民評価委員会設置要綱」に基づき設置され、日野市男女平等行動計画の進行管理を適切に行い、その推進に資することを目的としている。
- 計画に紐づく施策や事業については、毎年度評価を行う。その中の、「市民評価」について市民評価委員が評価を行う。

2. 組織

(1) 委員構成

男女平等推進委員の中から市長が選任する 6 人以内の者をもって構成する。

(2) 任期

委員の任期は男女平等推進委員の任期とし、再任を妨げない。

＊第 12 期男女平等推進委員会の任期：令和 8 年 7 月 1 日～令和 10 年 6 月 30 日

(3) 報酬

8,000 円/1回

3. 会議

市民評価委員会は「委員長」が招集し、会議の議長となる。

年度内に 2 回、市民評価委員会を開催する。

4. 評価の流れ

(1) 担当課目標設定（R8 年度のみ）

担当課は受け持つ事業について、計画終了時（5 年後）までの実施計画を作成。

(2) 担当課評価

担当課は当該年度の実施計画の達成状況を 5 段階で評価し、評価年度に実施した内容について具体的に記載。また、評価の理由や今後の展望・もしくは課題についてできるだけ詳細に記載する。

(3) 本部評価

本部評価委員は、担当課評価結果を基に、重点施策（5 施策）の達成状況 5 段階で評価し、評価コメントを記載。

(4) 市民評価

- ・市民評価委員は、重点施策（5 施策）を評価対象とし、本部評価までの評価結果を参考に、評価を実施。
- ・点数による達成状況の評価は実施せず、評価コメントのみで評価を行う。
- ・担当課へのヒアリングが必要な場合は委員より質問事項を預かり、事務局にて実施。

5. 委員の選任

第12期委員からは5名選出を行う。